

第 22 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年10月24日(金)午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- 1番委員 赤松 光男
- 2番委員 前田 俊春
- 3番委員 新 多恵
- 4番委員 大西 正美
- 5番委員 山田 幸雄
- 6番委員 森川 徹夫
- 7番委員 塚本 芳文
- 8番委員 朝生 憲敏
- 9番委員 倉橋 輝明
- 10番委員 塚原 栄一
- 11番委員 檜皮 由美
- 12番委員 長谷川 秀人
- 13番委員 松本 雅邦
- 14番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員(7名)

- 北川 智一
首藤 俊彦
八木 正実
佐々木 茂美
菅原 清隆
玉田 隆良
森川 明久

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
事務局員 出田 貴樹
事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第 22 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 22 回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、6 番森川徹夫委員、7 番塚本芳文委員を指名します。

議長 今月の報告事項は 4 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 2 件、5 条申請が 5 件、非農地証明願が 1 件となります。

議長 まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：166、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町東保■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：142 m²、太子町東保■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：142 m²。譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

譲受人は自宅で家庭菜園をしていますが、もう少し手広く野菜や果樹作りをしたい思いがあつて自宅付近で農地を探していたところ、インターネットで売農地を見つけ購入したことにより、このたびの申請に至っています。

譲受人は、新規就農者になりますが、小さいころから親の実家の農作業を手伝い、農作業従事年数は約 20 年あります。申請地では、水耕栽培を用いてイチゴ、トマト、キュウリを作付け予定で、同時に土壌改善に取り組みます。

耕作機械は耕耘機、草刈機などを親からリースすると聞いております。また、自宅から畑は徒歩 1 分の距離にあること、自営業で比較的時間に融通がきくことから問題なく耕作ができると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

新委員 申請地は、丸尾建築あすかホールから■■■■■、■■■■■の北側にあ

り、[REDACTED]に位置します。

譲渡人は、54歳になる会社員であり、平成11年に父親から相続を受けた申請地を保全管理していました。

今年5月に申請地の東隣農地の3条申請があり、現場確認を行った際に譲渡人が申請地の除草管理が大変であり、その後、無償譲渡を条件にネットに掲載していました。それを今回の譲受人が購入することで申請に至っています。

譲受人は、38歳自営業でネイルサロンを営んでおり、申請地の[REDACTED]住んでいます。近くに住んでいる両親、弟達は農業経験があり、一緒に営農をします。申請地では、実家にある農機具を借り、トマト、キュウリ、イチゴを栽培予定です。現在の申請地の状態は、長年耕作していなかったため、木の枝や石がたくさん転がっていますが、譲受人はよく状況を把握しており、すぐに耕作することは難しく、当面は移動式の水耕栽培のプランター栽培を行いながら、農地の整備をする予定です。

水の問題については、自宅からホースをのぼすことも可能なこと、近くの農水路からポンプによるくみ上げも可能です。農水路の使用については、東保地区の水利長の方にも連絡済みとのこと。

農機具、工具などの搬入については、申請地の西側の敷地から出入りするにあたり、所有者から通行許可を取り、農機具の保管場所として敷地の一部を借りることで話をしています。

新規就農者になりますが、申請地の現状をよく理解した上、具体的な計画がありますので、問題なく営農していくと思います。以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

受付番号167の3条申請と受付番号168の5条申請と受付番号89は、関連しておりますので、事務局は併せて説明をお願いします。

事務局 受付番号：167、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所

有権移転)、農地の所在:太子町佐用岡[]、登記地目:田、現況地目:田、面積:786㎡。太子町佐用岡[]、登記地目:畑、現況地目:畑、面積:158㎡。太子町佐用岡[]、登記地目:畑、現況地目:畑、面積:165㎡。譲受人:[]、譲渡人:[]となっています。

受付番号:168、区域区分:市街化調整区域、申請内容:農地法5条申請(所有権移転)、農地の所在:太子町佐用岡[]、登記地目:畑、現況地目:雑種地、面積:36㎡。譲受人:[]、譲渡人:[]、転用目的:露天駐車場用(農業用機械含む)敷地となっています。

譲渡人は、高齢により施設に入居しているため自分の所有する農地等の管理ができないことを譲受人に相談をしており、今回譲受人が全ての農地(4筆1,145㎡)を譲り受けることで話がまとまり申請に至っています。

受付番号167は、譲り受ける4筆の内の3筆を3条申請とするもので、譲受人は自作地として2,839㎡の農地を耕作しています。38年の農業経験があり、耕作機械はトラクター、田植機を各1台ずつ所有し、コンバインを親戚と共同所有しています。また、農作業従事についても、自作地をこれまでもしっかり耕作されているので、問題なく耕作できると考えます。引き続き周辺地域に協力して、話し合い活動、取り決めに遵守して活動していくことを確認しています。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。

受付番号168は、残り1筆で36㎡の狭小の畑地で現況は雑種地となっており、露天駐車場用(農業用機械含む)敷地として利用したく5条申請に及ぶものです。受付番号167において取得した農地は譲受人の自作地とは村の反対側にあることで、農業用機械置場として利用したいことで、申請に至っています。なお、転用目的が露天駐車場(農業用機械含む)用地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議長

担当委員は説明をお願いします。

玉田委員

申請地は現況田んぼです。譲渡人は高齢により施設に入居しているため、娘の[]が事務手続きなどを行っています。譲受人と譲渡人の娘さんは同級生で親しい間柄であり、農地管理の相談したところ、譲受人が面倒を見ることで話がまとまり申請に至っています。

申請地は成形な形で、助久の水路から水をとります。[]と[]は畑として利用していきます。トラクターは入れませんが、耕運機は通れる通路があるので問題ないと思います。受付番号168番の[]は農業用機械等の置場として転用しますが、隣接地の現況が雑種地のため道路から

局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

廣岡委員 譲受人の■■■■さん、■■■■さんは、子供 3 人で建設予定地東側の譲渡人の実家で生活しています。子どもの成長と共に現住居では手狭になってきており、申請地を住宅用敷地として利用したいことを譲渡人に話したところ了承を得て、このたびの申請に至っています。建設予定地の申請地は、ほ場整備を行うときに将来の住宅予定地として整備されており、隣接地の所有者、自治会長及び水利代表者から承認を得ており、問題ないと判断します。以上のことから審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
引き続き、5 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：170、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請（使用貸借権設定）、農地の所在：太子町沖代■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：214 m²。譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■、転用目的：住宅用敷地となっています。

本件は娘夫婦が父親所有の農地に家を建築するための 5 条申請です。

譲受人は、現在姫路市勝原区にあるハイツで生活していますが、子供の成長に伴い、手狭になってきており、また将来を見据えてマイホームの建築を考えていたところ、父である譲渡人が所有する農地があり、譲受人と譲渡人の希望があり本申請に至りました。

申請地は、上下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている沿道の区域であり、かつ近距離に 2 つ以上の教育施設、医療施設等が存在することから第 3 種農地と判定される見込みです。また、分家住宅建築のため都市計画法の申請手続中であることを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚本委員 申請地は、沖代交差点の信号から■■■■に位置しています。現在、譲受人夫婦は、子供と姫路市勝原区にあるハイツに住んでおり、子供の成長に伴い手狭になってきたため、譲渡人が所有する農地に家を建築するための5条申請になります。

申請地は譲渡人が管理しており、申請地の西詰一部を造成して建築し、分筆後の東側の農地では営農していくと聞いています。しかし、東側農地に落としがなくなることを心配していましたが、ポンプにより水の管理をしくと確認しています。また、農区長、自治会長及び水利代表が承認しているので問題ないと思います。審議をよろしくをお願いします

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
引き続き、5条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：171、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町松尾■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：4,278㎡。太子町松尾■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：627㎡。太子町松尾■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：9.91㎡。太子町松尾■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：519㎡。太子町松尾■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：9.91㎡。太子町松尾■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：677㎡。計6筆6,120.82㎡、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■、転用目的：露天資材置場及び露天駐車場敷地となっています。

譲渡人は、5年前と2年前に申請地の農地を取得しましたが、体調不良により耕作が出来ておらず、現在は保全管理を行っている状態です。

一方、譲受人の経営実態等については、所要資金が豊富にあり、安定した経営実態が確認できます。今後、さらなる事業拡大を図るため、現在所有している露天資材置場が手狭になっていることから、6,000㎡を越える農地を転用し、露天

資材置場及び露天駐車場用敷地の申請となっています。

事業計画図については、配置する資材の内容、数量、事業規模にあった配置図であり、また、重機などの車両の配置数も適正な配置図であり、面積過大となる非効率な配置になっていないことから、適正なものであると考えています。

さらに、申請地はたつの・太子バイパス太子北インターチェンジから[]の距離にあり、また、沿道施設集約誘導等区域として特別指定された区域内にあることから、第3種農地と判定される見込みです。

なお、転用目的が露天資材置場及び露天駐車場敷地であるため、都市計画法等の手続きは不要ですが、令和7年4月1日から兵庫県内全域が「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」に基づく地域に指定されたことで、盛土規制法の運用が開始となっており、申請地は許可の対象となっており、手続き中です。事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

朝生委員 申請地は、松尾在住の地元の[]、[]の農地でしたが、令和2年と令和5年に譲渡人に所有権が移り現在に至っており、一部の農地で一時的に野菜などを作っていたこともありましたが、誰が作っているかまでは地元の人は把握できてなく、大部分の農地では何も作付けしていない状況でした。

北側農地に隣接する里道は、所有が太子町になっていますが、道幅が2mに満たないような車が通れない狭い道です。その南側に田んぼを削ったような水路があるのですが、字限図上は水路となっており、今回の資材置場への転用では、水路を埋めないような計画になっています。自治会長は、今後、申請地で耕作する見込みはないだろうという認識であり、自治会長、水利組合代表からの同意は得ています。以上のことから、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 譲渡人はどこに住んでいますか。作付けを全くしていなかったことよろしいですか。また、譲受人は土地転がし的なことをしている感じがしますが、たつの太子バイパス太子北インターチェンジ[]を購入したにも関わらず、すぐに手放しているが今回の申請地はどういうことで申請してきたのですか。

事務局 姫路市青山に在住です。現在、譲受人の[]が所有している土地一覧、使用状況になります。今の状況等を写真等で確認すると、全ての資材置場を見る限り転用目的通りに使用していることがわかり、今後会社を運営していくうえで、

さらに資材置場が不足することの理由で申請しています。また、松本委員から発言のあったバイパス[]は、[]から売却依頼があったこと、さらなる事業拡大を図るため、広大な資材置場を取得することで物流の利便性があがるなどの理由から売買しています。

議 長 この案件は、転用面積が 6,000 m²を越えていることから、兵庫県農業委員会の農地会議で諮られます。他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
引き続き、5条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：172、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町矢田部[]、登記地目：田、現況地目：田、面積：945 m²。譲受人：[]、譲渡人：[]、転用目的：露天資材置場及び露天駐車場用敷地となっています。

譲受人は、申請地の北側隣接地で[]を行っていますが、現在の敷地では手狭になったこと、一方、譲渡人は耕作が困難になったため、本申請に至っています。

申請地は、2種農地になるので代替地の検討をしており、自治会及び水利代表から同意書の提出があり、隣接農地に影響ないと考えています。

なお、転用目的が露天資材置場及び露天駐車場用地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

山田委員 申請地の北側と西側は雑種地及び宅地、東側は山林、南側は地目が田となっていますが、耕作放棄の状態です。譲渡人が所有する申請地は耕作が困難となっていたところ、譲受人である[]が、隣接地で[]敷地が手狭になった為、今回の申請地を取得し露天駐車場、露天資材置場として譲り受けることとなっていました。譲渡人の敷地内において都市計画法

ったことが分かり、非農地証明願の提出がありました。自治会会長ならびに水利代表者の同意はもらっています。よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、証明することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第 22 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会

議長
(会長)

前田 俊春

議事録署名委員

(6番 森川徹夫委員)

森川 徹夫

議事録署名委員

(7番 塚本芳文委員)

塚本 芳文